川島信太郎

一對英米外交と本邦外貨公債相場

に支那政府の外債借欵等所謂金約欵の保證あるものは該本國財政、金融上の影響に支配せらるゝこと第一種のものよ 外貨公債、 の支拂を履行するや否や、又當該國通貨の下落するが如きことなきや否やにより決定せられ、第二、日本政府發行の を以て利子及元金の支拂が爲さるゝものは、主として其本國に於ける財政及金融上の强弱卽ち、當該國が元本及利子 從て外貨公債相場と外交關係との關係は、紐育及倫敦に於ける外貨證券相場の變動を基礎として研究することが適當 である。而して右紐育及倫敦に於て取引せらる1外國公債等は二種に分れ第一、中南米諸國公債の如く當該國の通貨 及巴里、 右中心たる紐育は益、其の重要性を増し、一九二九年(昭和四年)世界恐慌後に於ては倫敦を凌駕する形勢となつた。 外國政府の發行せる公債、又は外國會社社債等の相場は、第一次歐洲大戰前に於ては世界金融市場の中心たる倫敦 殊に前者に於て定まりたるが、大戰後に於ては北米合衆國の占むる世界金融上の地位が强化せらる」と共に 獨逸政府發行ドース、ヤング兩國庫債券、希臘の避難民救濟及財政安定借款(スタビライズド・ローン)並

有財産不可侵なる國際法上の原則を破り、 り比較的僅少、 るが如き事態を見るに至るが爲めなるべしと思はる。 例もあるのみならず、外交關係斷絕又は戰爭開始と共に交戰國家が戰前締結せる一切の契約は効力を停止又は失効す である。蓋し外交關係が外國公債等の相場に影響あるは、 の同様其の本國に於ける財政、 債權國は、 ラトリアム宣言以後は、 外債の支拂確保の爲め武力を用ふるが如きは殆ど不可能となりたるに付、 從て其の相場比較的安定せるも是亦一九二九年世界恐慌後殊に一九三一年(昭和六年)フーヴアー・ 日本以外の各國は殆ど元利金支拂の減少又は停止を行ふに至り、 金融上の狀態及當該本國と英米諸國との外交關係如何により左右せらるゝに至つたの 戦勝國は敵國私有財産を清算、 第一次歐洲大戰を終結せるヴェルサイユ媾和條約に於て私 之を自國民の貸方勘定と相殺せるが如き先 是等外債等の相場は第一種のも 又國際聯盟の規構成立以後

鱘趨如何により動搖することとなつた。而して其の反面に英米市場に於ける外國公債相場の推移を觀察する時は、 磅(額面一○○磅に付)なりしものが前記惡材料踵を接して起りしにより漸次下落、 ける本邦外貨相場の下落の程度は兩者略、其の軌を一にし、 上海事件勃發、 くは昭和六年九月十八日滿洲事變勃發、 推移は、 米と關係列國との外交關係急迫の程度如何が窺はるゝのである。 斯くの如くして英米市場に於ける諸外國公債の相場は、 倫敦又は紐育に於ける日本政府發行の英貨又は米貨外債相場の變動により親ひ得るのである。 同五月十五日、 五・一五事件突發、 續いて同年十二月十三日本邦に於ける金輸出再禁止、 同七月資本逃避防止法が實施せらるゝに至るの間、 英米と當該公債發行諸外國との間に於ける重要外交問題の 例へば六分利英貨公債の昭和六年七月最高相場一〇五% 更に的確に言へば、 同七年六月には五六5一磅に下落した 過去に於ける日英米外交關係の 翌昭和七年一月二十日 殊に興味を惹 英米市場に於 英

府との間に於ける滿洲問題に關する爭議も稍、妥協の氣運ありしが故に英米市場に於ける本邦公債に對する信用は徐 ける政情徐々に安定、五月五日調印の上海停戦協定は五・一五事件發生に拘らず着々實行せられ又國際聯盟と本邦政 徐に囘復し、 如何に顚落せるかを知るに足り、更に其程度は後者に於て甚しかりしことが判かるのである。然るに其の後本邦に於 るに對し、 七年二月及三月に於ける井上藏相、團男爵の暗殺、 月には五二%弗に下落したのである。右により滿洲事件に伴ふ日本と英米關係との外交關係が如何に惡化し、又昭和 紐育に於ける六分半米貨公債は、 同七年十月英貨公債は最低七四磅、 昭和六年七月に於て一〇七%弗(額面一〇〇弗に付)のものが、昭和七年五 同九月米貨公債は最低六二弗を示すに至つた。 惹ては五・一五事件等發生の爲め本邦財政上の信用が英米に於て

は所謂 態度を示したるに過ぎず、又イギリスとしては、 弗價切下げを決定、 於ける日米關係は緊迫の程度は今日の夫よりも甚だしかりしとも言ひ得るのである。 係は、日本と英國との關係よりも一層急迫し、更に極言すれば現時に於ける米貨公債六三兆弗なると對比すれば當時に するに至りたるが故に、右外交上の形勢を反射して英貨公債は同年二月再び最低五八磅に下落し、米貨公債は更に甚 も亦米國に追從して國際聯盟會議に於て日本に對する態度强化し、之が爲め日本は昭和八年三月二十七日聯盟を脫退 しく最低四六弗に下落せるのである。卽ち此の點より觀察すれば、國際聯盟脫退當時に於ける日本と米國との外交關 然るに其の後米國に於てはスチムソン國務長官の意見により、滿洲事件に關し日本に對する壓迫漸次加はり、 一觸卽發の狀態にありたりと唱へられたのである。 諸物價一般に騰貴し、本邦公債も同様高値となりし關係もある。 支那其の他極東問題に付重要なる利害關係を有する點に於て米國と 之に反し英國は寧ろ米國に引きづられ日本に對し强硬なる 附屬第一表参照)蓋し當時の日米外交關係 (尤も昭和九年一月三十一日米國は

異るものあるを以て、 だけ安協的外交政策を採りたることが、英貨公債相場の上に歴然と現れたのである。 米國政府に於けるが如く主義上よりのみ日本と事を構へるを不利とし、 日本に對しては出來る

弗を示し、 惡化も、 に於て最高九五¼磅、最低八五磅、 同十一年には最高一○○¼弗、最低九一弗を、支那事變勃發前の昭和十二年六月に於て最高一○○½弗、最低九八¼ 於ける六分利半外貨公債相場は昭和九年に於て最高九六%弗、最低八五弗、 年七月には米貨六分利公債は最高九〇½弗を示し、右に呼應し英貨六分利公債も亦倫敦に於て同年七月には最高九六 對し事を構ふるの勇なく、而して英國は前記の如く支那に於て重大なる經濟利益を有する關係上日本と事を構ふるこ して斷乎たる態度を以て迎へたるが、米國政府と雖どもイギリス側が米國と同一態度を採らざる限り、 4磅を示すに至つたのである。斯くして滿洲事變發生、惹ては國際聯盟脫退に對する日本と英米兩國との外交關係の とを好まざりしに付、勢ひ日米外交關係も徐々に順調に復すると共に、米貨公債も亦漸次其の價格を囘復し、 前記急迫せる日米外交關係は昭和八年三月の日本の聯盟脫退により其の極點に達し、日本は米國の挑戰的態度に對 又同十二年六月支那事變勃發前には最高九四沿磅、最低九一沿磅を示したのである。 英米兩國外交の不一致の爲め經濟制裁の適用と云ふが如き最惡の事態迄到達するに至らずして止み、 殆ど滿洲事變勃發前の狀態迄に回復したのである。之と等しく倫敦に於ける本邦外貨公債相場も昭和九年 同十年に於て最高九六%磅、最低八六磅、同十一年に於ては最高九七磅、 同十年には最高一〇〇弗、最低九〇弗、 單獨に日本に 紐育に 昭和八

限せんとしたるに拘らず、 然るに昭和十二年七月七日支那事變勃發すると共に日本政府に於ては、只管不擴大方針により事件を北支一角に制 八月九日には上海事件勃發するが如く、戰禍は漸次全支に瀰漫し、英米との間には十二月

橋 論 叢 第七卷 第六號

歐洲大戰勃發せる爲め年平均四五¼磅に暴落するに至つた。 南京陷落の際のパネー號事件等の如く外交上種々の難問題を惹起せるが故に、英米市場に於ける本邦外貨公債相場は 公債は翌昭和十三年に至り益、下落年平均五三磅となり、更に昭和十四年には八月天津問題の決裂、 右を契機として本邦外交方針は獨伊と結んで英露を牽制せんとするの傾向を生じたるが爲め、 九月には七〇五磅、十月には六三五磅に下落せるのである。 は八六分弗、十月には七三弗に下落し、又倫敦に於ける英貨公債相場も七月には平均八八%磅、 再び漸次下落の一途を辿り、 紐育に於ける最高、最低、平均相場は同年七月には九六%弗、 | 其の後同年十一月六日日獨伊防共協定調印せられたるが 八月には八五弗、 倫敦に於ける本邦英貨 八月には七一%磅 九月三日第二次 九月に

月平均相場は二五磅、 月の平均相場は二〇磅 め 國論益で甚だしくなり、 戦勃發以後却て漸次騰貴し、 に於ても英國側希望の如く日本と獨伊樞軸側との連鎖は絕たれず却て漸次强化せられんとし、又在支英國權益排擊 洲大戰に對し努めて不介入の方針を採用したりしが故に、六分利英貨公債の相場は昭和十四年九月三日第二次歐洲大 として辭職し、次に成立したる阿部内閣及十五年一月二十六日成立せる米內内閣は、支那事變解決に專念し第二次歐 尤も同年八月二十三日には獨蘇不可侵條約の調印あり、之を契機として平沼內閣は所謂 獨佛休戦條約調印の同年六月に於ける平均相場は三三磅に暴落し、更に日獨伊同盟條約の影響を受けたる同年 日蘇中立條約の影響を受けたる四月十五日には二四磅に下落し、 (最低相場一七磅)と云ふが如き驚異に値する下落振りを示した。 更に歐洲に於ては英軍の成績益、不良となりしに付、同年二月以降英貨公債は再び下落し始 十五年一月には平均五七¼磅(最高六〇%磅、最低五四磅)に回復したるが、右米内内閣下 最近着倫敦電報により四月三 其の後梢と回復せるも本年三 「歐洲情勢複雜怪奇」 なり

十日の相場は二〇%磅を示した。

見るべきである。然るに同九月二十七日日獨伊同盟條約調印を見、日本は獨伊樞軸側に走るものに非ずとの見解が裏 が打倒英國を主とし、米國との間には依然として最後の段階迄平和關係を維持せんとするの情勢を示せる結果なりと に從ひ、米貨公債の相場は英貨公債の場合と異り直に囘復し、昭和十五年十一月に於ける平均相場は七〇¼弗となり 盟参加は米國の參戰を防止せんとするを眼目とし、日本を戰爭に引入れんとする意向無きこと米國に於て明白となる に暴落した。尤も爾後日獨伊同盟條約後に於ても、本邦としては依然日米戰爭を囘避せんとし、獨逸側も亦日本の同 切られたるやの觀ありたるに付、其の影響を受けたる十月に於ける平均相場は五九%弗(最高六八%弗、最低五八%弗) に下落し、 六二 5時(最高六五 8時、最低六一 5時)に下落し、 と見え十二月平均相場は六五½弗に十六年一月には六三¾弗に下落したるが、米國武器援助法成立せる三月には更に たるが、同十一月に日支基本條約の調印あり、支那問題に關する日米間の妥協容易ならざることが見越されたるもの 結にも何等の影響を受けず、同年七月の平均相場は八三弘弗の高きを示した。右は當時に於ける本邦官民外交の標的 三年平均は七四弗、 走るものと見做すべからずとの輿論米國に於て强くなりし爲め相場は漸次囘復し、同十二月には平均七八%弗、昭和十 平均相場は七三弗(最高七八弗、最低六七%弗)に下落せるが、 之れに反し六分半米貨公債は昭和十二年十一月締結の日獨伊防共協定の影響を受けたりと認めらるべき同年十月の 其後歐洲方面に於ける英軍の形勢益。不良となり、米國に於ける英國援助熱益。 强化し、國務長官及米國 昭和十四年平均は七五分弗、昭和十五年三月の汪南京政權成立にも、又同年六月の獨佛休戰條約締 日蘇中立條約調印の影響を受けたる四月十五日相場は更に六〇½弗 其の後右防共協定の締結により日本は必ずしも樞軸側

依然として對米平和論に終始し、 至つた。尤も日蘇中立條約締結後に於ても日本の外交方針としては、南進論俄に强化せざるものと見越され、 大統領の米國軍艦護送說實現可能性を示すや四月二十五日に於ける相場は六○弗の關門を破り五九¼弗に暴落するに 時六三%弗と云ふが如く日蘇中立條約締結又は武器援助法成立以前の相場に囘復せるのである。 松岡外相渡米説等の出でたる爲めか、四月三十日の相場は六〇%弗に回復し、 、日本は

約締結の結果一擧に一三磅方の暴落を示し、其の後日蘇中立條約締結迄略、米貨公債に準じて價格を上下して居たる 貨公債は三國同盟條約締結前既に日英外交の惡化、 固 りしが故に、第二次歐洲大戰勃發後英貨公債の下落は盆。甚しきものありたるに比し、米貨公債の下落は左したるこ 惡化せるを如實に示した。卽ち米國に於ては右日獨伊防共協定は、日本として寧ろ對蘇關係の爲め締結せられたるも 落を示せるが、其の後右條約締結に關する本邦の眞意徐々明白となるに從ひ、稍ド囘復せる形勢である。之に反し英 波及せざらんことを目的とすとするも、右は米國の與國と認むべき英國を孤立せしむるを目的とするものなるに付、 は裏切られ、又右三國同盟條約は日本の說明する通り攻守同盟に非ず、米國參戰の防止により戰禍が歐洲方面以外に とがなかつた。 のなること、從て之が爲め日本を獨伊同樣所謂全體主義國、 りも更に惡化せる氣味ありたるが、 .より米國の自負心を多大に傷けるものに屬す。依て右同盟條約締結を機とし米負債は二四弗と云ふが如き大巾の暴 之を要するに昭和八年國際聯盟脫退前後に於ける日米外交關係は、外貨公債相場の上より觀察せば日英外交關係よ 然るに昭和十五年九月二十七日の日獨伊同盟條約の締結により前記日本は樞軸陣營に非ずとの見解 昭和十二年日獨伊防共協定成立以後は日英外交關係は、 歐洲大戦の不成績の爲め三三磅に暴落せるものが、 又は樞軸國の一員として取扱ふを不可とするの見解多か 對米外交關係に比し一層

る。 に至りたるものと、兩國外貨公債相場の上よりも斷言し得るところであると共に日蘇中立條約締結後再び稍、變調を なるより推測し、對米外交改善は對英外交の調節に比し其の餘地あることに付き格段の差あることが窺はれるのであ 呈し居ることが窺はるるのである。之と同時に最近相場が英貨公債二○磅見當なるに比し、米貨の公債の六一弗見當 兩國の日本に對する外交は必ずしも一致せざりしものありしも、右同盟條約締結以後に於ては略^同一の方向を採る が、最近は米貨公債に準じ回復の徴すら示さないのである。更に要言すれば日獨伊同盟條約締結以前に於ては、英米

第一表 英米市場に於ける本邦外貨公債相場變動表

要

概

大正十三年 發行年次 昭和十四年十二月末現在額發 行 額

英貨六分利公債 米貨六分半利公債

一億二百八萬八千弗 二千八十八萬磅

昭和十四年二月 十 二 日

据 置 期 限

昭和三十四年七月十日 償 還 期 限

昭和二十九年二月一日

昭和十四年一月三十一日

表

大正十三年

六

分

利

英 貨

债

六 育 分

4|->

米

貨

债 相 均)

場 利

京

場

備

考

月 月 月 0 0 - = 14 最 倫 髙 敦 最 相 一 〇 〇 〇 % ½ 發 場 低 東 伞 九九五・〇〇一〇四岁 九九五・〇〇 一〇五% 京 相 均 場

最 紐 高

最 相

低

至 東

. __ 〇 二 ¾#

二 三 回 11111100

一 〇 四 ½

年

583

| | 4 | F. | | t | | 和 | | 昭 | | | | | 年 | | ナ | • | ; | 和 | • | 昭 | |
|---------------------|-------------|----------|--------|-----------|--------------------------------------|--------------------------|-------------|----------------|-----------|----------------|--------|-------------|----------|--------|-----------------------------|----------------|---------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| ++ | + | 九 | 八 | 七 | 六 | Ħ. | 四 | = | == | _ | 平 | i | + | + | 九 | 八 | 七 | 六 | H . | 四 | Ξ |
| 二一 月月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 均 | 月月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| 二五 | | 七 | == | 七五 | 六 六 ½ | 七四四 | 七九 | 八九½ | 八四½ | 九 〇 ¾ | 九九九 | 八五 | 九 〇 | 九二 | 101 | 1011 | ○ 第 | 一 〇 五 | 〇 三 ½ | _ ○ ≡ ¼ | ○ ○ □ 3⁄4 |
| 六 六 · 八 五 ¼ | 七:四: | 六八 | 六八 | 六二 | 五六½ | 五 九 | 七 一 ½ | 七九 | 七八 | 七七 | 九六 | t | 八四½ | 八四 | 九三 | 0 | | 0 == | | 10:1 | ○ 3/8 |
| 000 | 0.0 | 00.0011, | Ö | 八六〇・〇〇 | 八七〇・〇〇 | 八七〇・〇〇 | 四五 | 七八五・〇〇 | 七五〇.〇〇 | 五〇 | 九九四·四一 | 九〇 | 九九〇・〇〇 | 九五・ | 000.00 | 九五• | 九二・ | 九五• | 九五・ | 九五・ | 九九五・〇〇 |
| 六 六 7 | 六 三 三 | 六四 | 六 | 六 | 六一 | 七 | 七 | 七一 | 七 | 八 | 100 | 九三 | 九七分 | -0 | | - 0 | - O+% | 0 | 10六 | -0 | 10六¼ |
| 五六二七〇二次次 | 五. 九. 14 | 六二 | 五九% | 五六¾ | 五. 五. | 五 二 ½ | 六七 | 六八 | 六七3/8 | 七七34 | 九九 | せせ ½ | 八八八 | 九〇 | 九六¼ | 〇 五 | 一〇六% | 一 5 五 % | 一 〇 四 % | 一 〇 五 | ⊙ ≆i. |
| 五九 | O : | 二六五・〇〇 | 二五四・五〇 | 二三三・三五 | 二一五・〇〇 | 二一九•五〇 | | 二一九•二五 | 二一九•〇〇 | 二一三・五〇 | 二一二十六三 | 111.00 | 11111.00 | 二一三十五五 | 三四三五 | 二一三九〇 | ニーニ・五〇 | 二一一五〇 | 二十一九〇 | 1111110 | 二二二五 |
| | | | | 資本逃避防止法實施 |] : : : : : : : | 立合中止、圓爲替崩落五・一五事件により内地取引所 | | 井上藤朴 三月 | 月十八日滿洲國獨立 | 一月二十日第一次上海事變勃發 | | 米國金融復興會社案通過 | | | 一九月二十一日英國金本位制停止一九月十八日滿洲事變勃發 | 一、「 ラリ 手座り | | | | | |

| 外 |
|---|
| 貨 |
| 公 |
| 債 |
| 相 |
| 場 |
| ٤ |
| 外 |
| 変 |
| ٤ |
| 0 |
| 關 |
| 係 |

| | | | | 二・二六事件 | | 四%切下を行ふ一月三十一日米國平價四〇・九 | | A THE PROPERTY OF THE PROPERTY | | | | , | | | 為替管理 | 米國金本位廢棄 | 七 | | | |
|-----------------|----------|--------|-------------|----------|-------------|-----------------------|-------------|--|---------------|-------------|-------------|----------|-------------|-------------|----------|-------------|-----------|-----------|-------------|---------------|
| 三八八〇〇 | <u>ተ</u> | 三八九・〇〇 | | 三九六・〇〇 | 三八五・〇〇 | ニカー・〇〇 | 二九七・〇〇 | 三〇五・〇〇 | 三〇七・〇〇 | 一六 | 九 | 三一九・〇〇 | _ | 11100.00 | 二八七・〇〇 | 九〇 | 五. | ÷ | | 二四六一〇 |
| 九 九 五 三 ½ ½ | 三 | 九五 | 九 三 ½ | 九 一 | 九〇 | 八五 | せ〇 | 八四 ½ | 四 | 七九 | 八一 | Ξ | 八 | 世四½ | 五. | 七 | 四九 | 四六 | 五七 | 六 ニ |
| 九九八五八五% | 六 | 七 | | 0 0 1/4 | 100 | 九六½ | 七七 14 | 七 | 八 八 ½ | 八 四 ¼ | 八七 | 九 | 九 〇 ½ | 八 二 ½ | 七五 | 六 六 ¾ | 六〇 | 八 | 五九3/4 | 六 八 ½ |
| 一、九二六·OO | 一、八九四・〇〇 | 一八・〇 | 00.11114.1 | 一、八三五・〇〇 | 一、八一五・〇〇 | 一六二〇・〇〇 | 1.11.00 | 00.00日間.1 | 一、四一五・〇〇 | 00.00回 | 1.四10.00 | 1.四10.00 | 一、三七五・〇〇 | 1、二九五·〇〇 | 1、二二五・〇〇 | 00.0011.1 | 00.0011.1 | 00.0011.1 | 00.0011.1 | 九七〇・三三 |
| 八 八 八 六 ¾ | | | | 八四 | 八 六 — | 八五 | 七九 1/4 | 八六% | 八 六 ¾ | 八 三 ½ | 八八八 | 九二 | 九〇½ | 八六¼ | 七六 | 七三 | 六四 | 五八 | 六 六 ¾ | 六 八 ¾ |
| 九八二九½½ | 八八八 | | | 九七 | 九六½ | 九 五 ¾ | 八 五 ½ | | 九〇½ | 九一 | 九 四 ¾ | | 九二% | 九 二 ¾ | | | 七六½ | | 七 一 ½ | 七八 |
| 月月 | 月 | 月 | 月 | 年 | 牛年 | 九年 | 均 | 二月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | .月 | 月. | 月 | 月 | 月 | 月 | 均 |
| 和二五四 | 昭 三 | = | _ | 昭和十 | 昭和 | 和和 | 平 | + | - | 年 一 十 | •• | 八八八八 | | 和六 | | 四四 | | = | _ | 平 |

| - | | |
|-----------------|--------------------|---------|
| Ŀ | 六 | |
| = | 月 | |
| 1 1 | 九 四 ½ | 橋論叢 |
| て二分一、ていつつのたれる | 九一年一、八八八、〇〇一〇〇% | 第七卷 第六號 |
| L | 九 八 <u>¼</u> | |
| 三ヒペ・〇〇 ヒヨ支那事變勃變 | 三七一・〇〇 | |
| | | |

| 三十日日支基本條約調印 | 三大〇・〇〇 | | 二八 | 一、四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | = - | 0 = | | |
|--|--------------------|--------------------|---------------------------------------|---|-----------------------|-------------|--------|-------------|
| 二十七日日獨同盟條約調印 | 三六六・〇〇 | i 六七九 i 光九 | 、 八 八 、 三 五 4 ¾ ¼ | 一、四五〇・〇 | · 二 二 : 六 四 | 三三三三四二 | 月月 | 年 九八 |
| 医外孢 化單位 彩质 | 九〇:〇十 | 九 - | 八ノ | 三、四、五、三、二、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三 | 四 3 | | | |
| 二十二日蜀弗木戰条勺戈立 | 四四一五一五〇 | | て九 | 一、五五〇・五五〇・ | 二四 四 元 一 | | | 上 利 |
| | ローニーロ | 七七% | | 五 〇 • 〇 | 五. | 五四 | | |
| 三十日汪政權成立 | 四〇七・二〇 | | | 0.0114.1 | === | | | 昭 == |
| | 〇七・三 | - | 四 | 0.011 | | 六 | 月 | |
| | 四〇六・〇〇 | 七七34 | 八 二 ³ / ₈ | 1.410.00 | 五. 四 | 六 〇 ½ | 月 | |
| ンクに變更對米電賣二三%弗十月二十五日磅リンクより弗リ九月三日第二次歐洲大戰勃發 | 均低高 元三八一 | 六五 | 八五. | 1、七八 1・00 | H | 五九 ½ | 一 四 年 | 昭和 |
| 九月三日總動員法施行 | (最高三八四) (最高三八四) | 六二 | 八 六 - | 1、七八三・〇〇 | | 六六 | 十三年 | 昭 和 |
| | 三七一・00 | 八 五 5% | 九 三 ½ | 一、八三九・〇〇 | 七六¼ | <u>~</u> | · 均 | 平 |
| | 三六〇・〇〇 | 七三½ | 八 三 ¼ | 1、七九二・〇〇 | 六一 | 六六½ | = | -4- |
| 六日日獨伊防共協定成立 | Ŧî. | 七四½ | 八一 | 1、八〇〇・〇〇 | 六四 | 七一 | - | |
| | 三五八・〇〇 | + | | 一、八〇〇・〇〇 | 六 〇 | 七 | | 年 |
| 貨債特別稅賦 | 五 | 七六¾ | | 九 | 六七 | \equiv | 月 | |
| 日上海事變突 | 六四· | 七四四 | | 一、八 | 六〇½ | | | |
| 七日支那事變勃發 | 三七六・〇〇 | 九 二 ½ | 九 | 一、八 | 八二/2 | 24 | | + |
| | 三七一・〇〇 | 九 八 <u>¼</u> | - 0 0 ½ | [1.7.7.7·00] | 九二4 | 九 四 ¼ | | |
| | | - | | | | | | |

年六十和昭 二月平均 平 + 四月去日 三月平均 一月平均 月 均 **≡** 五五 二六 三六¾ (最高二六 \equiv 三〇兆一、五一八・〇〇 00.00頃,1 | 四〇〇・〇〇 (四〇〇・〇〇 (四〇〇〇〇〇 00.00回 六 八 ¾ 八二% 六四 六三34 六〇% 六二%(最低六一% 七四% 六 二 ¼ 三六0.00 三八九・一○ 三六〇・〇〇 三六〇・〇〇 三六〇・〇〇 三六〇・〇0 十三日日ソ中立條約調印 十一日米國武器讓渡法成立

備考 相場表の太字は其の年に於ける最高低相場を示す。

第二 本邦外貨公債の內外に於ける相場の差異

の相場と大差なきものを維持するも差支なき次第である。即ち一九三一年(昭和六年) 七月倫敦に於ける六分利本邦公 對する元利の支拂は甚だ困難なるに至つた。併も英米市場に於ては新たなる本邦公債の募集借換へに對し好意的態度 迫を加へ、差別的高關稅の適用、嚴格なる輸入割當の實行等を爲すに至つた。是等の事情に由り、 が調節せらるべき自然の現象なりとも言ひ得る。然るに列國は右圓貨下落を理由とし一層本邦よりの輸出品に對し壓 支拂を怠つたことがない。 に於ける本邦外貨公債相場は、 を採らざるに拘らず本邦政府及關係諸會社等は斷乎として外債利子の支拂を繼續しつゝあるのである。從て英米市場 次に研究すべきことは、 昭和六年末圓崩壞は、 本邦は歐大陸、 英米當該國の公債相場と同様の價値を有せざるとするも、 中南米諸國、 列國の本邦品に對する經濟壓迫の結果不利となれる本邦の國際貸借 支那政府等發行の公債と異り、曾て外貨公社債に對し元利 少くとも滿洲事變發生以前 本邦の外貨公債に

債相場は一〇五磅に對し、

場の變動には殆ど影響なく、本邦に於て他の公債利廻との比較及外貨公債に對する特別課稅率の如何により價格を決 四七四圓となるべく而して右に對し收得すべき利子は一〇二圓九〇なるが故に其の利廻りは六分三厘乃至七分に相當 貨債を一志二片の爲替にて本邦に取寄せ得たりしとせば、前記倫敦相場より換算して東京相場は一、五三四圓乃至一、 之れを一圓を一志二片として計算すれば、額面一○○圓に付一一二圓の相場を示し居る勘定である。又當時若し右外 翁戰爭の際大暴落せるコンソル公債を買入れて巨富を爲せるロスチヤルトの顰に倣ふことが出來るのである。 めである。 定して居る。右は外國爲替管理令の適用上是等下落せる外債を如何に有利なるも、本邦に取寄すること不可能なる爲 下落し居るも尙額面一〇〇圓に付八一圓の相場を示して居る。蓋し本邦に於ける外貨公債相場は倫敦に於ける外貨相 利率年四分を超過するものに對し十分の七の課税を爲すに至りたる等の事情により現在の東京相場は一、四〇〇圓に する勘定である。(東京相場によるも利廻り五分四厘に相常する) 尤も政府は支那事變發生後外貨債特別税なるものを設け、 ける最高相場は、昭和十二年四月に於て平均一、九二六圓(當時倫敦に於ける相場は八九½乃至八六磅)を示し居れるが、 下落せるを見れば如何にも、 分利外貨債は二十磅見當、又紐育に於て米國々庫債券は一〇七・三弗なるに對し、本邦六分半外貨債は六三弗見當に 會議決裂前紐育に於ける六分半本邦公債相場が八六¼弗なりしに對し三¼%、米國々庫債券の相場は九八 %/32 して本邦外貨債と英米公債との間に大差なかりしが、最近は倫敦に於てコンソル公債は一一〇%磅なるに對し、本邦六 仍て此の際外國人等にして倫敦等に於て右極端に下落せる本邦英貨公債等を買入れるものあらば、 本邦外貨債の下落程度の甚しきに驚かされるのである。現に六分利英貨公債の本邦に於 弗に

英貨四分利公債相場は九五%磅であり、又一九三三年(昭和八年) 十二月二十九日倫敦經濟

尙六分半米貨相場は昭和十五年十月以來三六○圓に下落し居るが、右は外貨特別稅が其の後引上げられ、利率四分以 五分六厘に相當し、右昭和十五年四月及六月に於ける四一三圓見當の相場ならば、爲替相場より換算し一○○圓に付 の最高相場は四月及六月の四一三圓七〇なるが、右利廻りは當時の爲替相場より換算して、前者は五分八厘、後者は して居るのである。卽ち昭和十二年中東京に於ける六分半米貨債の最高相場は、同年三月の三九一圓、 の場合と等しく、外國に於ける所有者は甚だ好利廻りに浴しつゝあるも危險率の上から外國にては相場が大いに下落 爲替相場に換算し三六○圓に對し五分六厘に當る勘定である。 上十分の七の課税を受くることゝなり、六分半米貨公債は手取り四分七厘五毛となりたる爲めにして、右利子は對米 九三圓に相當するが故に、現に邦貨五分利公債が一〇五圓を示し居るに比し尙價格割合低きものと言はざるを得ない。 米貨公債の場合に於ても程度に於て差あるも紐育と本邦との間に於て外貨公債相場の上に大差あることは英貨公債 昭和十五年中

爲め、 爲さゞるは勿論、外債利子の未拂又は減額を何時敢行するに至るなきを保せざるが爲めである。(一九三二年希臘に 安ある外、當該國と日本との外交關係の如何に由り將來本邦政府は他の諸外國の爲したるところに倣ひ元金の償還を 率となるやと云ふに、英米に於ける本邦外貨債保持者より見れば、將來に於ける日本財政の支拂能力に對し多大の不 る六分利外貨債の利廻りは時價に對し實に三割三分三厘、 又六分半利米貨債は時價に對し 一割五厘と云ふが如き高 於て通貨が下落し、外貨公債に對する利子の支拂に困難を感じたる際、 然らば英米外貨公債の本邦に於ける相場は、本邦内國債の相場に比し大體當を得て居るに拘らず、何故英國に於け 下落前に於ける希貨の米貨に對する爲替相場による相當額に、 利子支拂期日に於ける物價騰貴率を乘じたるも 希臘政府は右外貨公債に對する利子に充つる

橋心論 叢 第七卷 第六號

内少なくとも三分の一は在本邦日本人が所有するものと見てよい。 如き暴落し居るものと認めなければならない。 蘇等の例の如くなるものと認むるが爲めと言はねばならぬ。旁、英米市場殊に前者に於ては本邦外貨公債が、 なるも、 關係斷絕し、戰爭となるが如き場合に於ては、戰爭中利子の支拂等は全然行はれぬことゝなるのみならず、第一次歐 に對して有する債權の支拂と相殺せられ其の結果殆ど無價値となるかも保し難い。假に英米側が勝利を占むることく 洲大戰の例によるに、英米に於て勝利を得ざる限り、右英米人の所有する外貨公債は本邦人が、英米政府又は英米人 貨公債の利 子支拂の爲め支那の通貨を中央銀行に於て積立て居るのである。) 加之更に日本と英又は米との間の外交 る迄希臘中央銀行に積立て置くに止むることゝした。右に似たる制度は、支那事變後支那海關に於ても採用し目下外 け希貨支拂額を増加するを以て足れりとしたのである。而も右外貨公債利子に充つべき希貨は、外貨爲替の獲得し得 貨下落前と同一なる勘定なるが故に、外貨公債所有者に對し希貨下落前の物價を基礎とし、其の後に於ける騰貴率だ のを支拂ふを以て足れりとした。其の理由は希臘に於て通貨が下落するも、 本邦の戰爭に因る財政上の破綻の爲め、外貨公債の支拂を不可能とすること第一次歐洲大戰後に於ける獨墺 因に昭和十四年末に於ける本邦外貨公社債の總額は約十八億圓なるが 物價騰貴せざる限り希貨の購買力は、 上記の

三 諸外國公債と本邦外貨公債相場

本邦外貨公債の英米市場殊に前者に於て暴落し居ることは前に述に述べた如くであるが、右の如き外貨公債相場の 世界全體に於ける現象にして、 殊に英國市場に於ては加奈陀、 オーストラリア、 埃及、葡萄牙、亞爾然丁

從て列國は已むなく正貨を米國に現送して國際貸借の決濟を爲すの外なかりし爲、

外貨公債相場と外交との關係

接なる政治經濟關係を有するか、又は充分なる支拂準備金を英米銀行に有する國の外債に非ざる限り、 等、 ヴァキア、丁抹、 來米國は歐洲大戰後債務國の地位より債權國の地位に立つに至りたるに付、經濟上の原則として貨物の輸入超過國と 統領が、世界金融恐慌救濟策として全面的モラトリアムを宣言せることが直接原因となつたのである。尤も之より先 ル、チリー、 の下落を示し居るのである。 なるか、或は一九二九年世界恐慌前に於けるが如く國際投資を續行すべきである。然るに米國は一九三〇年(昭和五年) は價權者たる英米に、更に英國は米國に債務を支拂ふを得ず、玆に全般的世界金融疏通の梗塞を生じたのである。 の影響を受け先づ獨逸はイギリス、佛蘭西、 く殆ど無價値となり居るものが少からぬのである。 ン法により債務の利子を支拂はざる國に對しては、 人爲的獎勵方法を講じて、 高率なるスムート・ホーレー關稅法を制定して、諸外國貨物の輸入を制限するのみならず、却て諸外國に對し種々の 九二九年(昭和四年) 叉米國に於ては玖瑪、パナマ、オーストラリア、 メキシコ等中南米諸國の如き、財政狀態不良、外債の利子支拂不確實なるものは、其の下落率特に甚し ポーランド、 世界恐慌以來米國は、獨逸其の他歐洲諸國に對する投資及公社債の應募を拒否するに至り、 米國農産物の輸出を努めたるが爲め依然として輸出超過國の狀態を繼續し、而もジョンソ 殊に獨逸、伊太利等の如き所謂樞軸諸國の公債は勿論、 フィンランド、諾威、 白耳義、伊太利其の他に對し賠償金を支拂ふた得ず、從て佛、 新たに外債を米國に於て起すことを拒絕するに至つたのである。 其の理由は一九三一年(昭和六年)六月二十日米國フーヴァー大 加奈陀、 希臘等の如く樞軸軍の爲め旣に征服せられ居る諸國並にブラジ 佛蘭西、 亞爾然丁等に於けるが如く、當該國と特殊密 其の結果米國に於ては二二〇億弗 オーストリア、チェッコ・スロ 本邦公債以上 貞 伊等 其 元

橋 叢 第七卷 第六號

必要なしと云ふのである。 債務を辨償するを得ざりしが故に、米國に於ては是等辨債不能國に對し、新たに外債を與へて軍備を擴張せしむるの 際經濟の安定を圖るべきに拘らず、列國は擧つて自國の財政上の能力を顧みず軍備を擴張し、其の結果米國に對する たのである。尤も米國側より言へば、歐洲大戰後列國に於ては軍備を縮小し、又新協定により關稅障壁を減少して國 卽ち世界全體在金額の八割と云ふが如き多大の正貨が蒐集せられ、米國も亦其の處置に困るが如き事態を見るに至つ

年(昭和十二年)七月に於ける支那事變の發生、同十月に於ける國際聯盟による對伊經濟封鎖の實行、更に一九三九年 に之を表示せん。 る外貨公債相場は英米市場に於て益ゝ下落を續け居るものと云ふことが出來る。左に外貨公債の下落の狀況を各國別 (昭和十四年) 九月に於ける第二次歐洲大戰の發生及其の後に於ける獨伊軍の成功により樞軸諸國及其の勢力下に於け 九三三年(昭和八年) 四月二十日米國通貨の引下決定、一九三五年(昭和十年)末に於ける倫敦軍縮會議決裂、一九三七 國際聯盟の威力失墜、一九三三年(昭和八年)六月七日倫敦經濟會議の決裂、卽ち英米間通貨安定に關する意見の不一 上の如き國際經濟財政上の不安は、昭和六年九月に於けるイギリス金本位の離脫、同月惹起の滿洲事變處理に關する 斯る理論の是非は兎も角として勢ひ歐洲及中南米諸國は殆ど一齊に外債利子不拂を爲すに至つたのである。 一九三三年(昭和八年)三月に於ける日本の聯盟の脫退及一九三四年(昭和九年)十二月に於ける華府條約廢棄、 而も以

致、

第二表 倫敦市場に於ける列國公債相場

| 公 | 债 | 名 | (滿洲事變前) | 曾部次分别) | (第二次歐洲 | 1941年2月 18日に於け る相場 |
|-------|-----|---------------------|-------------------|---------------------|----------------------------|--------------------------|
| 甲英 | 國及其 | よの政治經濟的 | 勢力下にある記 | 各國 . | | |
| 英 | 國(| Consol. 2½% | 601/2 | 74 | 651/2 | 771/2 |
| 同 | 上 | 4 % | 951/2 | 1103/8 | 1011/4 | 110½ |
| オーストラ | ラリア | 5%1945—75 | 78½ | 108 | 100½ | 104 |
| 加奈 | 陀 | 4% 1953—58 | • 95 | 103 | $1940-60$ $100\frac{1}{2}$ | 110 |
| 埃 | 及 | Uni. 4% | 75 | $104\frac{1}{2}$ | 701/2 | 79½ |
| 乙 | 歐 | 洲諸國 | | | | |
| 葡萄 | 牙 | 3 % 1st | | | | 62½ |
| 自耳 | 義 | 4 % 1936 | 7%112 | $7\%112\frac{1}{2}$ | 84½ | $(65\frac{1}{2})$ |
| 獨 | 逸 | Dot. $4\frac{1}{2}$ | 991/2 | 85 | Dawes. $5\%33$ | (18) |
| 同 | 上 | Young. 4½ | _ | - ' | 22 | - |
| 希 | 臘 | 790 R. | 101 | $38\frac{1}{2}$ | | $(19\frac{1}{2})$ |
| 同 | 上. | 6 % Stab. | 91 | 301/2 | 24 | (16) |
| ハンガリ | _ | 71/2% | 971/2 | 401/2 | 251/2 | (9) |
| 佛蘭 | 西 | 4 % British. | 20% | 23 | 111/2 | _ |
| オーストリ | リア | 5 % 1930 | 4%1923—43 104½ | 4% // 104 | 27½ | |
| 丙 | 中 | 南米諸國 | | | | |
| 亞 爾 然 | 丁 4 | 1/2 %Stg. Bdo. | 4%85 | 89 | 77½ | 81 |
| プラジ | ル | 5% Fd. 1914 | 71½ | 72 | 151/2 | 35 |
| チリ | - | 6% 1929 | 71½ | 16½ | 10½ | 13 |
| メキシ | = | 5% | 10 | _ | | (6) |
| 7 | · 日 | 本及支那 | | | | |
| Ħ | 本 | 4% 1899 | _ | _ | | (18) |
| 同 | 上 | 5% 1907 | _ | | | $(23\frac{1}{2})$ |
| 同 | 上 | 6% 1924 | 105 | 87 | 35 | (23½) |
| 支 | 那 | 5% 1912 | 481/2 | 58 . | 19½ | |
| 同 | 上 | 5% 1913 | 69 | 89 | 29½ | 30½ |

備 考 London Economist 所載に據る。但し1941年2月18日相場欄括 弧内のものは London Times 所載2月28日の相場なりとす。

第三表 紐育市場に於ける列國公債相場

| 公 債 名 | | 1937年8月4日 (支那事變前) に於ける相場 | 1939年7月1日 (第二次歐洲 大職發生前) に於ける相場 | 10年中五人 |
|-----------------------|------------------|--------------------------------|---|-----------------|
| 甲 米國及其の政治紹 | | | | |
| 米國國庫债券 3½% 1941 | 98 32 | 1943—45 106.7 | 106.6 | 107.3 |
| 玖 瑪 5½% 1953 | 68 | 1031/2 | 101 | 103 |
| 加 奈 陀 5% 1952 | 1031/2 | 112½ | 1091/2 | 981/4 |
| オーストラリア 5% 1957 | 871/2 | . 1061/4 | 971/8 | 60 |
| パ ナ マ 5%1963 Ast. Asg | 29 1/8 | 681/4 | 83¾ | 653/4 |
| 乙歐洲諸國 | | | | |
| 獨逸政府公債 5½% 1965 | 541/4 | 281/8 | 171/2 | 87/8 |
| 伊 太 利 7% 1951 | 101 | 85 | 60½ | 37 |
| オーストリア 7% 1957 | 497/8 | 103 | 113/8 | 6 |
| チェッコスロバキア 8%1951 | 85 | 1051/2 | 26 | _ |
| ポーランド 6%gold. 1940 | 60 | 515% | 41 | - |
| 希 臘 7% R. | 21 | 331/2 | 261/8 | |
| 白 耳 義 6% 1955 | 94 | 118 | 1021/2 | 70 |
| 丁 抹 6% 1942 | 87 | 1061/4 | 97 | 423/4 |
| フインランド 6% 1945 | . 80 | 1071/2 | 1053/8 | 51 |
| 佛 廟 西 7½%Wd. 1941 | $156\frac{1}{2}$ | 1091/4 | 104 | 93 |
| 諾 威 6% 1944 | 901/8 | 107 | 105 | $52\frac{1}{2}$ |
| 丙 中南米諸國 | | | | |
| 亞爾然丁 4½% 1941 | 5%1945 80¾ | 1001/4 | 871/8 | 68½ |
| ブラジル 8% 1941 | 221/4 | 45 | 161/8 | 185% |
| チ リ - mt. B. 6½%1957 | 81/8 | 163/4 | 121/2 | 83/8 |
| メ キ シ コ 10. 4% | 41/4 | 5 | | 4½ |
| 丁日本及支那 | | | | |
| 日 本 6½% 1954 | 861/4 | 981/4 | 70 | 633/4 |
| 同 上 5½% 1965 | 73 | 84 1/8 | 511/2 | 451/2 |
| 東京市債 5½% 1961 | 61 3/4 | 76 | 511/4 | 46 |
| 横濱市債 6% 1961 | 643% | 831/2 | 51 | $55\frac{1}{4}$ |
| 東京電燈 6% 1953 | | | - | 46½ |
| 臺灣 電 燈 | 611/2 | 75 | 49 | _ |

日蘇中立條約成立の報を入れて一時一八磅の低位を示したが其後二○磅見當に囘復した。(一六・五・三) ける日本公債の下落率は一層甚しく、支那五%公債が三〇%磅なるに對し、日本の六分利公債は當時二三%を示し、 ッコ・スロヴァキア、ポーランド、獨逸等の公債は一律一○○のものが六乃至八見當に下落し、伊太利、丁抹、フィ 之に影響する諸國の公債は、其の下落率一層甚しく、一九四一年二月二十八日の米國相場に於てオーストリア、 コ・スロヴァキア、獨逸、伊太利等並に日本、支那等の公債は相當下落するに至つた。更に右第二次歐洲大戰勃發後 ち第二次歐洲大戰發生前に於てヨーロッパ及支那に於ける國際紛爭の濃化により其關係國たるオーストリア、チェッ 相場に比し特別事情あるものゝ外は一齊に好況を示して居る。然るに右兩國に於ける相場は一九三九年八月四日、 之と等しく一九三七年七月一日卽ち支那事變發生前に於ける米國の相場は、弗引下前たる一九三三年十二月十九日の 特殊の事情あるもの1外一齊に値上りを示して居る。其の主原因は前記英國に於ける磅切下の影響ならんと思はる。 ンランド、諸威等戦亂國の公債も之に次ぎ下落甚しい。固より日本公債の下落率は是等諸國に比し少ない。英國に於 年七月一日卽ち滿洲事變發生並英國及日本の金本位離脫前に於ける相場に比し、獨逸、 上記英米市場に於ける外貨公債相場を通覽するに、一九三三年十二月二十日倫敦經濟會議決裂前に於ては、一九三 ハンガリー、 日本等 チェ 卽